

平成28年玉村町議会第4回定例会会議録第3号

平成28年12月7日（水曜日）

議事日程 第3号

平成28年12月7日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原保宏君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	萩原正人君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	金田邦夫君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	斉藤治正君
上下水道課長	高橋雅之君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○開 議

午前9時開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、3番石内國雄議員の発言を許します。

〔3番 石内國雄君登壇〕

◇3番（石内國雄君） おはようございます。議席番号3番石内國雄でございます。一般質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、傍聴に来られた方々、ご苦労さまでございます。今回の一般質問では、3点用意させていただきました。1点目が、ボランティアポイントの関係、それから2点目が期日前投票の充実ということと、3点目が小学校の学期制について、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

最初に、ボランティア（地域活動）のポイント制度の導入をということで、これは前にもこの議場で質問させていただいたことではありますが、もう一度再度必要かなという形で質問させていただいております。最近もまた、ほかの議員さんのほうからも、ポイント制のことについてはお話等もありました。

元気な高齢者については、要介護にならないため生きがいがづくりや社会参加の促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の方々の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながると思っております。介護予防を目的とした高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でのボランティア活動を行った場合、町からポイントを付与して、たまったポイントに応じた商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充てるなど、保険料の軽減に利用ができると思っております。玉村町版のボランティア（地域活動）制度に、このポイント制度を導入すべきであると考えているかどうかということでございます。

まず、その中で玉村町のボランティア活動の現状はどうか。前にも質問したのですが、群馬はばたけポイントというのが群馬県ではあります。それについての玉村町の取り組みの状況はどうかということでございます。

また、2点目でございますが、期日前投票の充実をという形で質問させていただいております。投票日以前に投票ができる期日前投票の利用者がふえております。また、投票日以前の投票について、

平日の会社帰りにも投票ができる。また、投票日前の土、日にも利用できるということでございます。また、18歳から選挙権があることになりまして、期日前の投票はさらに増加すると思われます。期日前投票の環境づくりは、投票率の向上対策として必要であると私は思っております。玉村町の取り組みを問います。

期日前投票所の関係でいろんな意見がありまして、それをもとに項目3点ほど質問事項にさせていただきました。期日前投票所での候補者の掲載の位置と大きさ、それから記載所のスペースの確保、それから期日前投票の宣誓書の事前記入の導入、これについて玉村町の対策についてお伺いいたします。

3点目でございますが、小学校の学期制についてでございます。小中学校の学期制については、玉村町学期制度検討委員会にて検討するというところで、教育長のもとでの諮問機関で今検討されていると思います。その中で児童生徒、保護者の意向を反映されるべきであるということの観点から、保護者に対するアンケート等の実施についてはどのような状況でありますかということのお尋ねでございます。ぜひ保護者の方の意見等も聞いて、幅広く検討していただきたいということでの趣旨での質問でございます。

以上、1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。傍聴人の皆様には、師走の早朝大変お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、石内國雄議員の質問に対してお答えいたします。

まず、ボランティア活動の現状につきましてお答えいたします。先日、笠原議員のご質問にもお答えしましたが、福祉に特化したボランティア活動につきましては、町社会福祉協議会で取りまとめております。ボランティアセンターを拠点とし、ボランティア登録、あっせん、研修などの事業充実、ボランティア連絡協議会の活動促進など、住民参加型の在宅福祉サービスを促進しています。例えば在宅高齢者向けの理髪ボランティアや給食サービス等や、児童生徒向けの福祉体験、雪などによる災害時救援活動など、さまざまに行われています。

また、群馬県が実施する群馬はばたけポイント制度は、基本的には介護保険制度の地域支援事業の枠組み内で行い、高齢者の介護予防と生きがいを促進させ、元気な高齢者が地域の支え手として活躍できるよう、高齢者による社会貢献活動を促進することを目的としています。県内では、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、千代田町が県の事業を活用し、実施しております。前橋市は、市の単独事業として実施しております。なお、実施している市、町におきましては、高齢者施設等におきましてボランティア活動を行った際に、対象活動1回につき1ポイント付与され、ためたポイント数に応じて換金や商品券などと交換できる仕組みとなっております。

町といたしましては、支え手、担い手を発掘すべく、笑顔で暮らせるまちづくり協議体におきまし

て検討を行っているところでございます。モチベーションの持続や社会参加を促していく仕組みといたしまして、ポイント制度や有償ボランティア、地域通貨などさまざまな手法の検討が必要と考えております。高齢者の活躍の場が生まれることが生きがいにつながり、介護予防や認知症予防にも結びつき、結果として健康寿命の延伸に結びつくものと考えておりますことから、県内外の先進事例等を参考にしつつ、当町にはどのような形のものが最善かを、協議体を通じて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、期日前投票に関するご質問ですが、選挙管理委員会の所管のこととなりますので、玉村町の選挙管理委員会の書記長からお答えいたします。

〔「休憩」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前9時9分休憩

午前9時10分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇町長（角田紘二君） 失礼いたしました。

2番目の期日前投票の充実をに関する項目に関しましては、玉村町選挙管理委員会の書記長からお答えいたします。

その次の3の小中学校の学期制についてに関しましては、教育長よりお答えいたします。よろしくお願ひします。

◇議長（高橋茂樹君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 萩原保宏君登壇〕

◇選挙管理委員会書記長（萩原保宏君） それでは、私から期日前投票の充実をというご質問に対しまして、選挙管理委員会の書記長としてお答えいたします。

まず、期日前投票の環境づくりに関しましては、町選挙管理委員会の取り組みについてのご質問にお答えいたしますが、初めに期日前投票所での候補者の掲載の位置と大きさですが、立候補者の氏名等の掲示物は、立候補者がおよそ20名以下である場合、記載台にA4判またはA3判サイズ of 用紙で掲載し、国の比例代表選挙のように立候補者が150名以上いるような場合には、四六判といたしまして、横1メートル、縦80センチ程度の用紙に記載をしまして、記載台の近くに掲示しております。

次に、記載所のスペースの確保につきましては、現状では役場のロビーを期日前投票所としてロビーのスペース内において記載台や宣誓書の記入場所を確保しております。

次に、期日前投票宣誓書の事前記入の導入についてお答えいたします。期日前投票宣誓書の工夫に

については、平成25年9月の一般質問で宣誓書の様式が小さく、見づらく、記入しづらいなど、幾つかの不都合な点も考えられるため、現行の方式とする旨を答弁しましたが、他市町村の状況などを参考に、選挙管理委員会で検討していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 石内議員さんご質問の小中学校の学期制についてお答え申し上げます。昨日の浅見議員さんへの答弁との重複が多々あると思いますが、よろしく申し上げます。

小中学校の学期制につきましては、玉村町学期制検討委員会設置要綱に基づきまして、夏休み明けに学期制検討委員会を組織し、先日第1回目を開催したところであります。この委員会の業務は、次の2点について調査、検討することと明記されているところであります。1つ目は、現行の学期制に関する事、そしてもう一つが子供たちの学校生活をより充実したものとするための学期制のあり方に関する事とあります。

議員さんにご指摘いただきました児童生徒の保護者の意向も大事にしていかななくてはならないと認識し、委員にも保護者代表の方に入らせていただいているところであります。教職員も保護者も一人一人の子供が自分らしさを十分に発揮し、より充実した学校生活を送ってくれることを願っていることは言うまでもありません。そのような視点から、学期制を考えていきたいと思ひますし、保護者へのアンケートについても、一人一人の子供たちがより充実した学校生活を構築するという事を念頭に学期制検討委員会で十分検討し、対応していくことになっているものと考えているところであります。

何はともあれ、学校の主役であります子供一人一人が、自立する力、そして共生する力を身につけ、社会に巣立っていく上でより有意義な学期制となるように取り組んでまいりたいと考えているところであります。よろしくお願ひいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 2回目からの質問につきましては自席からさせていただきます。

初めに、ボランティア（地域活動）ポイント制度の導入をという形で質問させていただきました、この前の質問のときに一応検討というか、そういうようなものは考慮する部分はあったけれども、結果的に今現在ボランティア活動をしている組織、特に社会福祉協議会等の中で従事している方との均衡というのですか、何かそういう方とのバランスの関係もあるので、なかなかすぐにはというようなお話がまずあって、なかなか導入はできなかったということなのです。介護予防の関係とかそういうものでは非常にいいことかなと思ひのですが、町長のほうの今後の施政方針なんかでも協働のまちづくりだとか、いろんな多岐にわたっております。

その中で、私がここでボランティア地域ポイントの制度という形で、まず導入部分として介護予防

を実際質問のほうで投げかけさせていただいたのですが、今現在の社会はポイントカードが全盛というか、ポイント社会になってきています。私もいろんなところのお店に行ったりとかして行く中でも結構ポイントカードを持っていて、ポイントが非常に生活になじんでいるのです。意外に買い物するにしても、何をするのもポイントがたまって、それをちらちらと見ながら、それに関心を持ちながら、これが安くなるのだとか、いろんな形でやって、そういう今社会になっています。

そこで、介護予防もそうですし、一般的な市民生活の中でも、ポイントがつくと、ポイントがあるということだけで、いろんな活動が活発になっていくという可能性が非常に高いのです。介護予防もそうです。介護予防で、これからお金がかかってしまうのを逆に予防してポイントをもらえるということになると、余計そういういろんなボランティアのところに行ける、施設の中のボランティアも行けるという形の中から、ぜひそういうものを導入すると、そういうものに参画する方が広がるということが一番大きな利点ではないかなと思うのです。その社会運動的な部分が、このポイント制度にはあるのかなと思います。そのポイント制度を導入したときの町の住民の方々への影響とか、反響とか、そのようなことについてはどのように考えておりますでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） この群馬県の群馬はばたけポイント制度ですか、これにつきましては石内議員のほうで以前の経緯については詳しいとは思っておりますが、私も調べたところでは、これは24年から県の制度として誕生した制度のようでございまして、玉村町におきましても25年度から取り入れるべく前向きに検討してまいったようでございますが、やはりこれが介護保険制度の枠内でのポイントということもございまして、玉村町では先ほど申し上げましたように、福祉系のボランティア活動もございまして、それ以外の、きのうもありましたが、ばるのほうの地域づくりのボランティア活動もございまして、そういう中で公平性が保たれるかというような疑問が生じた関係で、ちょっと見合わせたという経緯を聞いております。

そういう中で、先日も協議体の話が出まして、地域づくりについては支え手、担い手を発掘したいというようなことで今検討しているということをお知らせしました。つまりボランティアの育成につながるものだと思っております。ボランティアといいますと、無償というようなイメージが強いわけですが、今後担い手づくりをするにおきましては、いろいろ経費もかかるというようなことで、無償ではなかなか育成はできないというようなこともございまして、有償ボランティアということも考えなければならない。ポイント制度ということもございまして、例えば最近玉村町と軽井沢町という情報交換するような機会がございまして、軽井沢町ではルイザ券という金券ですね、ルイザというのは軽井沢の「ルイザ」という名前をとったものらしいですけども、そういう安心ほっと生活サポート事業という中で、そういう金券をサポートした人に渡して、それを商品券にかえたりするような制度を始めたようでございます。

そんなこともございますので、玉村町といたしましてもそういうボランティア活動をした人に対して、そのお礼の印というものを考えるべきだということは話し合っているところでございまして、今後協議体の中で玉村町にとってどれが一番いいのかということを検討していきたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ぜひそういうところの検討をしていていただきたいと思うのですが、またちょっと別な視点でのあれなのですが、特に協働のまちづくりとか、それから地域活動の充実とかいうようなものでいきますと、その中でまちのいろんな形の中でポイントがつくとどうなるのかというのがまずありまして、それを活用した市が実はありまして、非常に多角的にポイント制度を始めたところがありますので、ちょっとご紹介させていただきたいと思うのですが、これは兵庫県の高砂市というところでございます。ここのところで高砂にここポイント、ポイントがついて、にこここしていろんな活動ができるということだと思うのですが、にここポイントという制度が始まったようなのです。

ここのポイント制度のところは、初めは先ほど質問していったように、介護予防の関係でという中で、まず最初に始まったのは健診です。健診に行ったらポイントをもらえるという形で、いわゆる定期健診だとか、そういう健診の率を上げていくということからポイントを考え始めたようでございます。また、それが介護予防のほうのいろんな施設へのポイントに広がっていったと。その中でまたここの特筆する点なのは、そこにとどまらず、いわゆるまちのそこのところで行っているいろんな行事、イベント、例えばスポーツイベントにしても何にしても、そういうところに参画したり参加する方にもポイントをつけるようなやり方です。ですから、地域の方が要するに町の行事だとか、例えばふるさとまつりでも何でもいろいろなものがありますけれども、そういうものに行ったりとか、健診に行ったりとか、いろんなものの行事に参加するとポイントがつくようなやり方で、住民の方がまちの行事に多く参加して、その中で盛り上がっていくという形で、お互いにこのまちに住んでいいね、いいことがいっぱいあるねという感じでにこここしていくというような形のものだと思うのですけれども。

また、そこのところは、ここは玉村町にはなかなか難しいと思うのですが、イオンカードがございまして。イオンカードのイオンと連携して、そのポイントがつくような、装置にこれはちょっとお金がかかるかと思うのですが、例えば役場の庁舎の中だとか、いろんなイベントをやるときのイベント先のところにそういう読み取り装置かなんかを置いていただいて、今私たちは買い物に行くとポイントがぱっとつきますけれども、あのやり方を利用してポイントをためていく方法。使い方は、商品券だとかいろんなやり方、またはそのものがあるかと思えます。

そこのホームページで見えますと、ここでこのにここポイントなのですが、どうしたらここに

ポイントがたまるのというので、ホームページにあったのですが、ポイント付与事業では健康診断の受診、それから各種講座、イベントへの参加、今回の質問の中の大きなあれなのですが、またボランティア活動への参加、文化、スポーツ事業への参加、結婚、出産の届け出、これもお祝いという形でポイントでお渡しして、ポイントもつけてあげているという形です。それから、市内商店、ポイント取扱店への来店、町内のお店に行ったらポイントがとりあえず1ポイントつくというような感じでしょうか。そういうような形でポイントの付与を始めているのです。こここのところでポイントカードを持ってポイントがたまったら、またそれをサービスコーナーへ持って行ってやって、その申し込みをしていくと、そのポイントのつくカードがありますけれども、そのカードについては無料配布されているようでございます。

そこで、ここまでやっているというので、すごいことだなと思ったのですが、これを見たときに、今ポイントがあると確かに人は動きますので、いろんな形の活動の中で動いていく。今町のいろんな事業を行うときでも参加する方が特定の方だけになっていて、やっぱり裾野を広げるというのが一番今の大きなこれからの事業活動をしていくときのポイント、ポイント制のポイントではないのですが、ポイントなのだろうと思うのです。そういうものに多くの住民の方が参加していただくときにポイントがつくという形で、住民の方が颯爽とというか、にこにこしながら、積極的に参加してもらうということは、比して言えばいろんな行動自体が動きますので、そうするとそこに健康の、介護予防にもつながりますし、またまちの中の活性化もつながる。確かにポイントと考えたときに、ここまで広げるというのはすごい視点かなというふうに思って、特に今回の、前にも質問させていただいた中で、介護予防だけに絞ってやっていたのですけれども、その前の質問のときには介護予防での関係の質問と、それからボランティアが無償であるということに対して、低額の有償というものも考えたらどうかというようなことも提言させていただきましたけれども、今回は有償もそうなのですが、ポイントをつけて、皆さんが大きく活動してくれて、それに対して何かしらの交換ができたときに、その交換のものが商店街とか、町のほうの商店のほうにつながっていくということになると、町の商業活動の活性化にもなりますし、それから介護予防のほうの活性化にもなります。

玉村町は、今介護予防という中では、筋力トレーニングだとか居場所づくりとかという形でしております。なかなかそれがかかわって、特に居場所づくりについては大分ふえてはきておりますけれども、まだまだ多くのほとんどの住民の方が参加しているということではなくて、ごく限られた方の参加になっているのかなという感じがしております。また、筋力トレーニングについてはどんどんと拡大していっているのですけれども、それも例えば筋力トレーニングに1回行ったらポイントついたねとなると、またさらに意欲が広がるのではないかなというようなこともあります。ですので、ぜひ介護予防の観点からいけば、そのポイントというのがあるとまたいいなと思いますし、また今言った健康診断だとかイベントだとか、そういうようなものにポイントをつける。この町に住んでいると、何かやるとポイントがつくのだよなというようなまちづくりというのは、非常にその町の活性化、協働のま

ちづくり非常に役立つかなと思います。その辺について、今ちょっとるる述べさせていただいたのですが、その辺についての今お話を聞いて、どのような感じを受けたでしょうかということで、まずは町長、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ポイント制を町のいろんな施策に生かしたらどうかというようなご質問だったと思いますけれども、この高砂市の例もありますし、私の知っている限りでは栃木県の大田原市、それから横浜市等で積極的にこのポイント制を利用して、いろんな先ほどの介護予防、そのほか筋力トレーニング、そういうようなものに利用しているというようなことを伺っております。

いろんな効用に関しましては、石内議員からお話のとおりであると思いますけれども、やはりこれによって社会参画をふやすということで、今まで出てこなかった方も参画するようになるし、この回数ふやすことによって、いろんなより多くの回数を参画するということも期待できると思います。それから、これによりまして商工会とか農業団体とか、そういうようなかえりところの事業の活発化というようなのも促されるということで、大変いいことではないかというふうに思っておりますけれども、やはりこのシステムの構築や、それからいろんな周知徹底等を十分にしないと、またいろんな問題が起こる可能性もありますので、積極的にこの辺を研究して、今後取り組む方向で研究したいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 今町長のほうでお話しいただいて、いろいろ参考にさせていただいて、検討させていただいて、町のほうで本当に活発になるような形をしていただきたいと思うのですが、ちょっと私がこれを2回目に取り上げて、特に大きく前進したいなというふうに思っている中で、いろんな質問をしている中で、今町はいろんな部分で変わっていかねばいけないときかなというふうに思っておるのです。その中で例えば今までの取り組み、このポイント制度についての取り組み、今回はこれから積極的にという話もありますので、非常にいいかなと思うのですが、前回のときの質問のときには、今現在ある組織の方々との均衡がどうか、何々がどうかという形で、いわゆる新しいものに対する取り組み方が非常に安全を踏むという形をされているのですけれども、なかなかその新しいものについて積極的に取り組んでやっていくというのが、なかなか歩みが遅いのかなという感じを私は受けているのです。

特に新しい町長さんになりまして、このまちづくりといったときに、今までにないような、例えばこのポイント制度を導入して、町の大きな活性化をするというのはやるのは非常に町民にとってはいいことではないかなというふうに思います。前の貫井町長の時代には1人1スポーツという形で、住民参加のものについては1つ大きな実績があろうかと思いますが、全体的に町民の方の参加する方の

中では、やっぱり特定された方だけが参加していたなというのが私個人的にちょっと感じておるのです。これは大きく輪を広げて、皆さんがいろんな行事の中で参加できるためには、このようなポイント制度というのを利用して、町民の方が大きく利用して、地域活動にも全て利用できれば、参加できるようになればいいのではないかなと思いますので、ぜひ参考にしていただいて、ご検討のほうよろしくお願ひいたします。ポイントをつけた町の運営とか、イベントとか、そういうものを作って活性化していただきたいという思いでのこれは質問で、提言でございます。

続きまして、次の質問のところに移らせていただきます。期日前の関係なのですが、ここで質問で挙げたのは、実際に投票に行った方々からちょっとこんな話があって、石内さん、何とかならないのかと、何ともならないよというような形で質問があったのですが、それは1つはスペースの話だったのですけれども、そのときのスペースというのが、投票するのに枠がありますね。枠があって、例えば3人ぐらい一緒に並べられるのですけれども、あるご婦人の方が行ったら、隣に非常に体格のいい方が一緒に投票のあれに記入していたということなのです。そのときに、こういう感じというか、斜めになって圧迫されてしまったと。そこで、もう少しスペースが、記載台です、記載台のスペースが少しでも、あと5センチでも10センチでも広がっていれば、そういうあれはなくて、落ちついてできるのですけれどもねという話がありました。用具の問題、スペースの問題だと思うのですが。ああ、そうですかという話で聞いて、よく考えてみたら、私もそういえばちょっと肩身の狭い思いで記載したなど。これ、私と笠原議員とか浅見議員が3人そろって行ったときには、体格がそれぞれ横幅がありますので、ぶつかりっこしてしまって、なかなかちょっとあれだなということがありました。

また、その中でまたほかの方がお話になったのが、身長もいろいろあるかと思うのですが、低いところに記載所があって、うつむき加減にこういうふうにして、正面に立ったときに自分の目線のところに候補者の名前とか、そういうのがあれば、もっと見やすいのだよねと。それと、小さいね、字が小さくてわからないのだよというような話があったということで、これはなかなか一長一短にはいれないと思うのですが、もう既にある器具をどうのという話もありますので、ちょっと補修して広げたりとか、張るのは張り方の位置だけですので、そういう意見があったということ踏まえて、このスペースだとか拡大という話をさせていただいて、選挙管理委員会のほうにもちょっとお話ししてあるのですが、これについては今後、今現在のあれから変わるというような形とか、そういう方向性とかというのは、可能性はどうでございましょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 萩原保宏君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（萩原保宏君） 投票の記載台といいますか、こちらにつきましては実はことしの夏の参議院選挙のときに衆参同時の可能性がございましたので、古いものを交換する、新しいものと交換する等を行いまして、実は新たに購入して用意をさせていただきました。各投票所については、ちょっと対応は難しいと思うのですけれども、期日前投票所については記載台が3連のものが

2つ、それと低い車椅子用のものが1つございます。3連のものの2つのほうは横幅が50センチということで、かなりちょっと皆さんにはご不便をおかけしていますけれども、大体市販されているものについては大体50センチが標準なのですけれども、一部59センチというのもございまして、期日前投票所の記載台が若干傷み始めておりますので、その度合いによって今後検討させていただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 記載台は59センチのもあるということなのですね。ただ、購入したばかりのものもあるし、これからその状況で検討はしていただけるという形、いつになるかというのはまだ先の話かもしれませんけれども。ぜひそういうものは、声を取り入れてやっていただければありがたいなと思います。

記載台の場所、高さとか、そういうのは決まりはあるのでしょうか。その選挙管理委員会でそのとき、そのときにやっておるのでしょうか。それから、字の大きさとか、その辺の関係はどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 萩原保宏君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（萩原保宏君） 記載台の高さについては、どこのメーカーについても90センチ、おおむね90センチ、90.5センチとか91センチとか、その程度で変動はない状況です。それと、もう一つあるのが車椅子用のもの、これが70センチから73.5センチということで、これ以外は販売されていないというのが実情です。

それと、候補者名を掲載する字の大きさですけれども、現状では見える程度に配慮しているつもりですけれども、見えないという方がいらっしゃるようであれば、できるだけ見えるような、できるだけ大きな字に改善していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、記載台のものの高さは90センチということで、あとそれは高さによっては調整というか、掲載するのはあれだと思のですが、その字の大きさというのは先ほど質問したときに最初に20名以下と以上で大きさが用紙ですね、書かれた用紙の大きさはこういうふうに言われたのですが、その中の範囲内の字の大きさというのは特に決められたものはなくて、その中におさまればいいということなののでしょうか。それとも、字の大きさはポイントが幾つとかとありますけれども、そういうものは決められておるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 萩原保宏君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（萩原保宏君） 記載台の正面に張ります候補者名等については、町の選挙等については町で決めておりますけれども、町以外の選挙については県から書式が送られてまいります。それと、候補者の数が多いような場合については、比例代表とかそういった場合には、記載所ではなくて投票所の中で見えやすいところで、ちょっと上のほうになってしまうのですけれども、これも印刷されたものが送られてまいりますので、これを使用している状況です。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、県とか国政の関係については、そちらのほうでつくられてくるということなので、対応はできないけれども、町の場合には町の中の範囲内なので、対応はやろうと思えばできるというような感じでしょうか。

この候補者名をはっきりわかるようにするという事は非常に大事でして、また見る位置もそうなのですが。選挙があつて投票した票を開票してやるときに、やっぱり候補者名があやふやに書かれていたりして無効票になったりとか、票割れになってしまったりすることが結構あります。それは、その投票に来た方が、この人どうだったかなといったときに、はっきり、くっきり、すっきり、大きく、例えば候補者名がここに書いてあれば、ちょっと目があれかなという形の方もしっかり見れば、しっかり間違いなく書ける可能性が高くなるのかなと思うのです。小さければ小さいほど、どれだっけかと探すような形で、変な票が入ってしまったりとかする形になるかと思うのです。せっかく投票していただいた票が有効になるという観点からも、この候補者名の掲示というのは、投票所の掲示については大事なことかなと思います。そういう面では、できるだけ大きく見やすい、大きくて詰まってしまうと余計わかりづらくなる場合もありますので、間隔も必要だと思うのですが、見やすくははっきりした投票の候補者名を書けるような形で、ぜひご努力していただきたいなと思います。

それと、もう一つの段階のあれなのですが、期日前投票の宣誓書ですけれども、これについては一応近隣の市町村の形のものを参考にとという形で、近隣では投票用紙、小さくなるけれども、投票用紙の裏に印刷している市町村、それからちょっと小さくなり過ぎているので、同封して送っているという市町村もあろうかと思えます。前のお話を聞いたときに、お金もかかるのですねという話もあったのですが、今インターネット社会でいろんな投票率を見たりとか、投票のご案内等も選挙の案内等、玉村町でもホームページを使って発信しているかと思えます。例えばホームページの中で事前の申請書、期日前の申請書のものをアップしてあつて、ご自宅で例えばプリントアウトして、それを記入して当日持ってくる。そういう方法もあろうかと思えますが、その辺については、今の話についてはいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 萩原保宏君発言〕

◇選挙管理委員会書記長（萩原保宏君） 宣誓書について、インターネットで自宅で印刷してという

お話ですけれども、現在宣誓書については期日前投票所に来ますとバーコードがついておりまして、それぞれ本人が来たかどうかというのをバーコードで読み取る形式になっております。そのためにもし宣誓書を事前にインターネットで印刷するということになりますと、その個人をバーコードで認識するというのができなくなりますので、ちょっと受付で時間がかかるということになると思います。そのため現在、前回の参議院選挙のときに、宣誓書は玉村町の場合には入場券を持ってきて、それから期日前投票所で宣誓書を記載していただいております。

参議院とか衆議院になりますと、2種類とか3種類の投票券を渡すわけですけれども、そうすると宣誓書を記載して、投票して、また次の投票券をもらって投票するというので、期日前投票所が人数が多く来ると混雑してしまって、しにくくなっているという状況がありましたので、前回の参議院選挙以降、宣誓書を郵送で送っております入場券の裏側に印刷して、事前に書いてきていただいて、そのまま受付をスムーズに通過して投票券をお渡しできるような仕組みに現在検討しているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、具体的に今の投票の入場券、その裏面に印刷したものを同封ではなくて、それを持ってきてもらえばバーコードで読めるので、本人確認ができるので、その導入を非常に前向きに検討しているという形ですか。私一番最初に提言したのはそちらだったので、そのときには時間の問題とかお金の問題だとか、宣誓書自体が小さくなってしまうのでというような形の話で、なかなかうんというので、渋かった話なのですが、それは検討していただければ、それはそのほうがいいかなと思います。

先ほどのインターネット云々というのは、バーコードは関係ないのだろうと思うのです。要するに来たときに宣誓書だけでやるわけではないですね。本人確認をして初めてやるということで、本人確認をするときには当然送られてきた投票の入場券を持って、両方2つ持ってくるわけですので、例えばホームページにアップされていても、それを書いておけば、受付はそれでして、宣誓書は書いてきましたということでご本人確認ができれば、そのまま回れるわけですので、事務量のほうもその中で書くというのがというのがあるかなと思います。

この部分を取り上げたのは、私なんかは投票するのになれているわけですし、投票される側でもありますからあれなのですが、結構緊張するという方の話とか、そのところで職員さんの顔がにこにこしているのだろうと思うのですけれども、厳しい目で見られているとか、その中で住所、氏名から理由からいろいろ書いていくのが、そこでまず緊張してしまうということがあって、またその投票するところへ行って緊張して、どうしようかと悩んでいるので、緊張が続いていく中で投票が間違ってしまったりすることもあるのだよという話も聞いたのです。なるべく気軽に来ていただいて、間違いのないような投票をしていただくのが一番いいと思いますし、投票率も上げることにもなるし、それか

ら無効票もなくなっていくのではないかなというふうにまず思いまして、この3点について質問させていただいているわけです。今現在、今後印刷をしていくことを考えているということで、これちょっとお金がかかるので、渋られるかなと思ったものですから、ホームページであれば金がかからないのでできるので、併用も考えていただければありがたいなと思いますが、宣誓書についてはぜひそういう形で検討して、実施していただければなと思います。

18歳以上の方が選挙権を得たということで、18歳以上の方の期日前投票が物すごくふえるのではないかなというふうに思っております。これの制度がわかっている方は学校帰りにとか、事前に用意しておけば、学校帰りにちょっと寄っていただいたりとか、そういう形で18歳未満の方が投票できるような、やりやすい場所をつくるというのが非常にいいことかなと思いますので、ぜひ推進をお願いしたいなと思います。残りあと10分になりましたので、一応これについては前向きな回答をいただいたので、質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて、教育長さんのほうからご回答いただきまして、浅見議員のときに答えられてしまっているのですが、あれなのですけれども、このアンケートは実施していく方向で検討しているという形なのですが、アンケートをとるときにどのぐらいの規模だとか、どのような人たちを想定しているとか、その辺のところは具体的なまだ結論は出ていないのだと思いますが、方向性とかについてお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 去る11月の第1回目の検討委員会で諮問をしたところでございますので、検討委員に全てお任せをしているところで、これからどうしようかというのを今検討中ということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 学期制のことについては、いろんな意見もありますし、それぞれの立場もいろいろあるかと思えます。そういう中で、やっぱり検討委員会で検討していく資料として、いろんな多角的な深い検討をする場合には、いろんなところからのアンケートとか、そういうようなもの、意識調査とかいうものをどれだけ広く深くやれるかによって決まっていくのかと思えます。

確かに教育現場ですので、専門性とかそういうのはあるかと思いますが、私が危惧しているのは、例えば2学期制、3学期制でいろいろこれから方向を決めていくときに、2学期制ありき、3学期制ありきから検討するというのではなくて、当然2学期制のいいところ悪いところ、3学期制のいいところ悪いところ、また地域としてそっちのほうがいいのか悪いのか、そういうものも含めたところ。また、教育現場のところもそう。子供たちにとってもそう。親御さんにとってもそう。いろんな要素があろうかと思いますが、そういうものを検討するときに、ありきでの検討とそうでないところの検

討。いろんな意見が出ているので、そういうのももう一回土俵に乗せて検討する必要があるかと思
います。

その場合には、いろいろに知識をお持ちの方、有識者の方で検討していくのも大事なのですが、い
わゆる町民の方、実際に携わる方もそうですけれども、そういう方々の意思をどれだけくみ上げて、
その上で検討するということが非常に私大事だと思っております、その中で学校の先生方とか、そ
ういうものについては既にアンケートだとか意識調査もしておるということでございますので、保護
者の方、また子供たち、またその例えば各地域の方、そういう方々の話を、話というか、アンケー
トを非常に幅広く取り入れて、その上で検討していかないと、ありきみたいな感じになってしまう部
分があるかと思ひまして、その辺だけを特に心配しております。子供にとって、実際2学期、3学期
制がいいのかどうかというのはいろいろあるかと思いますが、それを検討する上でその部分が必要
なのかなと思ひまして、ぜひ広く、幅広いアンケートをとれるような形で実施をお願いしたい
と思ひますが、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今議員さんご指摘の件につきましては、十分検討委員会の中で配慮させて
いただきたいというふうに思ひます。

あくまでも検討委員会は、10年間、ことし11年目になりますが、10年間やってきた2学期制
をどう検証するかということと同時に、これからの子供たちにとってどんな学期制が一番ふさわしい
のかということを見つけていくというのが大きな狙いであります。ですから、何々ありきという先ほど
のご指摘ではないのですが、ありきは1つだけあります。子供ありきです。子供のための学期制をや
はり考えていく。これを保護者、学校、そして地域と、この3つのそれぞれの立場から考えていく。
ただ、考えていく場合に、子供なしにそれぞれの意見では困るわけです。あくまでも子供のための学
校であり、子供のための学期制であるということを念頭に置かないと、検討の意味がないというふう
に考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 当然学期制をやっていくというのは子供ありきが一番だと思いますし、アン
ケートをとるときにその子供ありきの、子供のためにはどうなのかという形でのアンケート、その上
での制度の判断だと思います。

現町長が公約に掲げておられていましたので、それについてはやはりそれなりの住民の意見とか、
そういうのもあったと思ひますので、検討する形になったのだと思ひます。ありきではなくて、検討
の要があるかなと、そういう住民の声をどう拾い上げていくかという中で、またそれが実際に声はい
っぱい上がっていたけれども、それが子供のためになるのかどうかというのはまた別の視点もあろう

かと思いますが、その辺両方踏まえて、しっかりと子供のためという形でありますので、アンケートは広く深くとっていただいて。ただ、3学期制賛成ですか、2学期制賛成ですかといったときに、2学期制と3学期制のメリット、デメリット、社会情勢、県内の情勢、そういうようなものも踏まえたところでの必要もあろうと思いますし、子供のためにどうかという話になると思います。その辺のところを踏まえところで、ぜひアンケートのほうの取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

今回質問で大きくポイントの話と、それから期日前投票の話、また投票所の話とかとありました。投票所の話では、ちょっと話であったのは、こういうのがちょっとありました。期日前投票所または普通の投票所に行くときに、何か私は余り感じていなかったのですが、結構圧迫感があって、緊張をうんとするのだというのがありました。ちゃんと投票されているかどうかというのをしっかり見なければならぬというのがありますけれども、大きく腕を組まれてにらまれるようなところで投票しているのは怖かったとか、そんなのもありましたので、いろんな確認する事項はいっぱいあるかと思いますが、そういうものもやんわりとソフトにしていくのが、投票したときに、投票してきたよというのが言えるのではないかなと思います。それが例えば期日前投票のところでの最初の宣誓書を書くところでもそうだと思いますし、今の選挙制度の中で日本は文盲の方はいないので、ほとんどの方が字で書けるということで、記名投票しているというのは本当に日本ぐらいなのです。世界では、世界に誇れると言えれば誇れるのですけれども、無効票だとか何とかと、いろいろそういうものを考えたときには、例えば最高裁の裁判所の信任投票についてはもう名前が書いてあって、マル・バツですね。そんなような方式も今後取り入れていくのが必要ではないのかなというふうに私は個人的に思っていますが、これは選挙法の関係がありますので、玉村町で対応できる話ではないですが、いずれにしても投票する方が投票しやすいような環境づくりというのをやっぱり常日ごろ考えていただければなというふうにまず思います。

それから、ボランティアポイントについては、本当にこれ期待して、せっかくある今ポイント社会の中で、このポイントを町がどういうふうに導入して、どういうふうにやっていくかによって、町の様相ががらっと変わる可能性もあるかと思っています。ぜひポイント制度を取り入れた町の行政の活性化を図っていきなさいと思います。その辺について、全体についてとりあえず最後に町長に一言いただきたいと思っています。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 全体ということで責任を感じますけれども、ポイント制度に関しましては先ほどお答えしたとおりでございますので、これによって町の活性化を図るといふ点でも、新しい取り組みとしては私も非常に意義あることだといふふうに考えておりますので、今後いろいろ検討させていただきたいと思っています。

それから、先ほど期日前投票の充実といふことでお話がありましたけれども、これに関しましても

議員がご指摘にありましたように、この投票所の何となく重苦しいといいますか、形式的なものが、何だかもう少し和らいだ雰囲気投票所に来て投票ができるようなことができるかどうかというのを関係部局でもう一度検討させていただきたいというふうに思います。

それから、学期制に関しましては、先ほど教育長がお答えしましたように、現在学期制検討委員会で検討していただいている最中ですので、この検討委員会の方向性等をまた注目していきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） さらに玉村町が元気になっていけるようなポイント制度の導入等ぜひ期待して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。次に10時15分に再開いたします。

午前10時1分休憩

午前10時15分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、7番川端宏和議員の発言を許します。

〔7番 川端宏和君登壇〕

◇7番（川端宏和君） 議席番号7番川端宏和でございます。議長の許しを得ておりますので、質問いたします。

質問の前に私ごとではございますが、前9月議会においては全日欠席となりました。病気とはいえ、議員各位、また執行者におきましては多大なご迷惑、またご心配をいただきましたことに対し、この場をおかりいたしましておわびと御礼を申し上げる次第でございます。また、本日体を心配していただきまして、わざわざ傍聴に来ていただきました諸先輩方におきましては、大変ありがとうございます。川端宏和、61歳、大変元気でございますので、よろしく願いいたします。

では、通告書に沿って質問いたします。都市計画道路与六分前橋線の与六分以南の道路についての計画及び方向性についてでございます。さきの11月29日、玉村町議会より町長に対し、政策提言書が出されております。この政策提言書におきましては、新聞にも報道され、いせさき新聞ですか、大きくこのように出ておりましたので、町民の方は見ているかなと思っております。その中の経済建設分野において、都市計画道路与六分前橋線の新橋建設促進に向けた取り組みについての提言がなされております。新橋建設はもとより、与六分より以南に対しても関心事でございます。計画及び方向性について示されたい。

また、県道142号線、これは旧354号線なのですが、斉田上之手線の十字路の近辺は道路幅も広がり、整備がなされております。今後八幡宮赤鳥居から西、和泉屋さんのところですね、から西に関しての道路拡張等整備計画はあるのか、伺います。

次に、行政で地域の伝統芸能を町の歴史ある財産としての位置づけで保存できないかでございます。地域に受け継がれる伝統芸能、歴史に空白期間をつくってはいけないと、警鐘に取り組んでおります。しかし、高齢化が進み、教え手も少なくなり、継承が不安と聞いております。歴史を消さないためにも、行政から保存継承としてビデオ撮影をし、町の歴史ある財産として残していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、個人住民税の給与からの特別徴収納入の仕方についてでございます。群馬県と県内全市町村では、平成29年度から個人住民税の給与からの特別徴収が徹底されます。納入方法においての単独でできる方法についてお伺いします。例えばコンビニ納入または銀行引き落とし等ができるかでございます。

続きまして、玉村町に宿泊施設を誘致、これに関しましては石川議員のほうからも質問がございましたが、再度私のほうからも観点を変えて質問いたします。宿泊施設（ビジネスホテル等）の誘致を考えてみてはどうかでございます。

これにて1回目の質問を終わりにいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 川端宏和議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番の都市計画道路与六分前橋線の与六分以南の道路について、計画及び方向性はいかがかというご質問にお答えいたします。ご質問にあります都市計画道路与六分前橋線より以南の延伸についてですが、この路線は都市計画道路与六分上新田線といい、東毛広域幹線道路と上新田市街地を結ぶ幹線道路として既に都市計画決定されております。さらに、新町方面に向かって整備を検討する構想路線ともなっており、県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会で県に対して要望活動も行っております。都市計画道路与六分上新田線の整備については、多額の費用及び期間が見込まれることから、東毛広域幹線道路からの交通量の増大や町内その他の道路整備状況を見ながらの整備検討となると思います。

また、八幡宮赤鳥居から西の道路拡張等につきましては、県道ということで県が策定している県土整備プランを確認しますと、平成34年までに事業着手の予定にはなっておりませんでした。

続きまして、行政で地域の伝統芸能を町の歴史ある財産としての位置づけで保存できないかについては、この件につきましては教育長より答弁いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇町長（角田紘二君） 失礼いたしました。

続きまして、3番の個人町民税の給与からの特別徴収納入の仕方についてお答えいたします。現在特別徴収納入については、町内金融機関及び高崎市農業協同組合、中央労働金庫の各本支店並びに郵便局の窓口での納入が可能となっております。納入方法は、課税当初に金額が未記入の納入書を事業所へ送付いたします。事業所では、納入金額を手書きで記入し、毎月納期限までに納入していただきます。なお、県外の事業所などで町指定金融機関での納入が困難な場合には、コンビニ納入での対応を行っております。特別徴収納入を口座振替で行うには、従業員の就退職などに伴う異動により、口座振替金額の正確性を保つのは非常に困難です。

最後に、玉村町に宿泊施設を誘致のご質問にお答えします。スマートインターチェンジの開設や354バイパスの開通、そして道の駅玉村宿がオープンしたことにより、かなりの交流人口の増加につながっているものと考えております。これを単なる通過地点とするのではなく、いかにして道の駅玉村宿を中心に町外からのお客さんをお呼び込むかを踏まえながら、観光推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

玉村町に宿泊施設の誘致を考えてみてはとのことですが、宿泊施設を持つ市町村は、終日滞在できる多くの観光資源や施設があり、最寄りの駅があるというのが一般的であります。残念ながら、当町にはそのような施設等は少ないのが実態です。年間を通して安定した需要の見込みがなければ、宿泊施設を誘致することは大変難しいと認識しております。道の駅玉村宿を玉村町の玄関口として、新たな観光資源の発掘や観光施設の誘致など一層の観光推進に努めるとともに、宿泊施設の誘致についても今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 川端議員さんご質問の2番目、行政で地域の伝統芸能を町の歴史ある財産としての位置づけで保存できないかというご質問についてお答えさせていただきます。

町では、多くの伝統芸能やお祭りが地元の方々の熱意と努力により保存・継承されていると認識しているところであります。これら貴重な伝統芸能やお祭りは、子供からお年寄りまでが参加でき、また地域住民の交流の場にもなっており、地域のまちづくりの一翼を担っているところであります。しかし、その一方、少子高齢化による保存・継承の不安や参加者の減少などの問題を抱えていることも

事実であります。

議員さんご指摘のとおり、これら歴史ある伝統芸能やお祭りを後世に引き継ぐためには、記録動画や資料集の作成が重要であると考えます。町といたしましても、これまでに国や県の補助金などを活用して、町の歴史や文化財全体を紹介するPR映像の制作を初め、樋越神明宮の春鋤祭や五料の水神祭など、それぞれの祭りの記録動画や資料集を作成してきたところでもあります。また、上新田の獅子舞など、かつて撮影された古い8ミリ記録動画をDVDに変換することも行ってきたわけでもあります。これらの事業により作成されました記録動画や資料集等につきましては、関係者に提供し、保存・継承の一助としていただいているところでもあります。歴史ある貴重な文化財である伝統芸能やお祭りを後世に引き継ぐことは我々の責務であり、今後も記録動画や資料集の作成に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 2回目は自席より質問させていただきます。

まず最初に、この都市計画道路と六分線以南に関してなのですが、この事業に関しては町単独の事業ということではできないわけなのですが、要はこの都市計画道路とは何ぞやという観点から、前回の笠原議員からの新橋の話もございましたが、一向に進まない。計画はあるが、なかなか前に進まない。これに関しても、夢がまず持てないと。こういうのはできるのでしょうかと町民からいろいろ聞かれるのですが、その説明ができないと。まずは、与六分前橋線以南に続く都市計画について、まず説明を願いたい。よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 都市計画ということでちょっと終わってしまったのですけれども、都市計画道路ということでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 都市計画道路につきましては、将来的には事業ということになりませんが、法的な位置づけにつきましては事前に位置、それから幅員、それを決めることによって、その区域内については建物の規制といいますか、具体的には許可という制度が絡まるという性格のものでございます。したがって、通常都市計画道路におきましては市街化区域内においては事業を実施するためには事業認可という手続が必要になってまいります。その事業認可がおりた段階で建物は建たなくなりますし、事業が開始されると、その辺のルールでやっております。

ちょっと繰り返しになりますが、あくまでも都市計画道路と言われるものについては都市計画決定をして、事前に位置、ルート、それから幅、幅員、そういうものを決めるという性格のものでござい

ます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 性格はわかりました。それではなくて、どこからどういうルートをとって都市計画道路としているか。また、滝川沿いに沿った道路ができないと、与六分前橋線から新町に向けた道路、これができないと前、昔に一般質問したときにそういう答弁があったと思うのですが、それに関してはどうでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今のご質問いただきました関係でございますが、道路というのはやはり整備効果というのを一番期待して、整備のほうがされるわけでございます。ご指摘にありますとおり、与六分前橋線に關しましての新橋絡みの都市計画道路でございますが、そちらのほうから今の整備のほうが終わりました広幹道までが一応4車線ということで計画決定をされております。その以南につきましては与六分上新田線ということで、滝川通り線までが幅員が16メートルで延長が900であります。都市計画決定をされております。

今回新橋の建設でいろいろとご質問なり、ご提言をいただいている中で、連絡協議会につきましては前橋市、玉村町、新町ということで組織しております。先ほどご質問された中で新町との関連ということでございますが、そちらのほうの道路につきましてはまだ滝川通り線までは玉村町の中で、ご存じのとおり、計画決定をされておりますが、それ以南につきましては玉村町の町内におきましてもマスタープランの策定上も、将来の都市間の連絡の構想という段階で位置づけられておるということでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 構想ということなのですが、私たちにとっては必要な道路と、そのように考えておりますので、県のほうに対しても必要性を訴えていただきたい、そのように思っております。

また、県道の142号線、格下げになった道路、旧354なのですが、和泉屋さんから西、町民から聞くと、ここも広がるらしいけれどもと、私言われるのです。いや、話を聞いていないのだけれども、いずれ広がるのですかねという話で終わってしまうのですが、それに関してはどうでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 今のご質問のありました道路につきましては、前は旧国道354で

ございましたが、現在は県道という位置づけになっております。八幡様の鳥居まで県道が整備されたという事実がございます。その整備の経過と申しますか、経緯でございますが、本来県道でありますので、事業主体は群馬県というものが事業主体になるものと、こちらでは考えております。そちらについての整備はちょっとまだ時期のほうが明示されていないという、県のほうの計画の位置づけということがございます。

八幡様の鳥居の東については整備がされていると、それは確かに事実でございます。その整備の経過について若干ちょっとご説明させていただきます。その関係でございますが、皆さんご承知のとおり、斉田上之手線、町道でございますが、そちらのほうで整備をされておりますが、その整備の際に事業認可をとって事業のほうを進めたわけでございますが、当時は国道354でございましたが、そこにやはり都市計画道路が交差するというので、信号のほうの設置が当然必要になってまいります。新たな道路改良事業、そのクラスの道路事業になりますと、当然右折帯というのが東西南北両方入っている話に現状はなっているかと思えます。特に354のほうに右折帯を設ける場合は、警察の規制と道路の構造令の関係で、あそこの道路については東西それぞれ110メートル程度影響部が出るということで、その延長につきまして国道354の改良を行ったという事実がございますので、単独で国道、現在の県道でございますが、単独で国道のほうを道路改良したということではなくて、あくまでも斉田上之手線と道路事業の一体の中で生じた道路ということで、町のほうで事業主体となってやると、そういうような経過がございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） この旧354に関しては、昔例幣使道ということにおいて、まちづくりに関しても旧354をどうにか活性化させようという動きも出ております。そんな中において、新バイパス、354バイパスができれば、こっちの旧354も少し静かになって、いいまちづくりができるのではないかと、私はそうに望んでいたのですが、なかなか交通量に関しても余りかわりばえがなく、狭い道路の中に大きなトラックが行き来すると、お年寄りに大分危険な箇所も見受けられます。そんな中において先行き見えることがあれば、その辺も広げていただきたい、そのように思っております。

お祭りに関しても、今はふるさとまつりに関しても、今までは上新田4丁目から先がお祭りという形になっていたのですが、今は3丁目、角町まで延伸した中においてふるさとまつりに関してもやっけていただいています。そんな関係からも道を見てみた場合、かなり狭い中において危険箇所も多いと、そういう形でございますので、ぜひその辺を考えて、県の仕事、町の単独の仕事とは無理なのですが、その辺を組み入れてもらって、先が見えるような形で進めていただければ助かります。

次に、行政で地域の伝統芸能を保存できないかということなのですが、先ほど教育長から丁寧いろいろ私の知らないことまで説明していただきまして、私に関しては上新田の人間でございますので、

獅子舞というお祭りのことが主なのですが、町内には15ぐらいの団体で今芸能活動というか、継承しているわけですが、この獅子舞に関してもやはり技術的なものが必要なのです。そうなると、教えても大分高齢化になりまして、継承が大分きつくなってきたのが現状でございます。その中において、ビデオできちっとしたことを撮っておけば、たまたま継承が途中でとまってしまったときにもそれが利用できて、後世につなげるかなという思いから、今回質問させていただきました。ほかの地域から、そういうビデオ撮影してほしいとか、その辺の話はありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 議員さんからお話がありました伝統芸能とお祭りの関係になりますけれども、指定文化財になっている保存団体の皆様にお集まりいただく機会が年2回ほどあります。その中でなかなか少子高齢化に伴ってやはり継承が難しいというお話、また資金的にも難しいお話がよく出てまいるわけですが、そういう中でやはり記録として残すということは非常に重要かと考えております。町でも今まで記録動画を作成しましたり、また例えばの話なのですが、横樽音頭につきましては平成26年度に当時の横樽音頭保存会の会長の原秀夫さんが急死されて、笛の継承が大変ということで、譜面化するというような事業も急遽行っております。簡単なこのようなものなのですが、したがいましていろいろな形のものが必要になってくるかと思っております。

今お話の獅子舞につきましても、中央公民館取り壊しに伴いまして倉庫から出てまいりました資料整理を文化財係で行いまして、その中に8ミリ等の動画等もありました。貴重なものがあるということで、その中で上新田の獅子舞につきましても昭和47年2月に撮影されたものなのですが、カラーで約32分、制作が玉村町郷土芸能保存会ということでありました。これは8ミリですと見ることはできないということで、DVD化をしまして、関係する保存会の獅子舞保存会さんのほうにお渡しして、保存継承の一助としていただいているような形になっております。今後につきましても、記録動画や資料集等、保存会の皆様とも協力してつくっていくような形で、継承の一助になるような形で、町としても積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） この獅子舞に関しては、そういう8ミリが見つかったということで、大変うれしく思います。それをDVD化したものがあるということなので、後で見せていただきたい、そのように思っております。

また、この映像で獅子舞だけではないのですが、よい点として、先ほど言った伝統芸能が途中で途絶えたと。そういうときも復活できるという利点もございます。また、地元小中学校にもビデオ配布したりすれば、郷土理解を深める教材として利用できるのではないかと、そのように思いまして、今回質問させていただきました。地域の人々に受け継がれてきた歴史的な財産でございますので、ぜひ行

政として残していただきたいと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、個人住民税の給与からの特別徴収納入の仕方についてなのですが、これに関してはそもそもこの個人の住民税の特別徴収というのはどんな制度なのでしょう。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） この制度につきましては、地方税法のほうに規定されておりまして、基本的に事業主の方は従業員から天引きをして、それを特別徴収として納めるというふうな規定になっております。

今までちょっとその辺が曖昧で、ちょっと事務量的に難しいとかという部分については、そのまま普通徴収ということでやっていましたが、関東の中でももう東京都と群馬県を残して、ほとんどが特別徴収について法律に基づいてするという、そういう方向になっております。群馬県も去年からワーキンググループをつくって、29年度から一斉指定をするということで取り組んでおります。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） あの特別徴収というのは、全ての事業者が従業員の個人の住民税を徴収することなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） どうしてもという例外は認められる部分もあるのですが、基本的には法律に基づいて特別徴収をしないということになっていきますので。ただ、今回一斉指定するために、小さい業者さんなんかみんなそちらのほうでお願いする形になりますので、法律のほうに納期特例というのがありまして、年2回、毎月毎月納めるのは事務量大変だということで、職員数が10人未満の事業所については年2回に分けて納めることができるという、そういう制度もありますので、いろいろそちらのほうの問い合わせをいただければ、そういうご案内をしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 万が一、この特別徴収しなかった、徴収をしたのですが、払い込みを忘れたとか、滞納してしまったという場合の対応はどのようになっているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 納税主体は事業主になりますので、事業主のほうに督促状のほうをお送りして、納付してくださいということで、督促状のほうで対応をする予定です。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） この徴収した税額というのは窓口に納めると。要は、私の求めるところは、例えば銀行引き落としだとかコンビニ納入だとか、その辺というのはできるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 問い合わせがあれば、コンビニ納付書のほうを発行して、そちらのほうでコンビニのほうで納めるような対応もできます。ただ、口座振替につきましては従業員のほうの前もって幾ら引き落としとくださいということで銀行のほうにやらなくてはならないので、従業員の就退職、そういった部分でそちらを町のほうが受けて、それから銀行のほうに連絡しても、なかなか時間的な期間があいてしまって、引き落としというのにはなじまないというふうに考えています。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） では、督促状が来たときにはコンビニの納入ができると、そういうことですね。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） おっしゃるとおりです。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） では、納入がコンビニでできるのであれば、前もってコンビニ納入の用紙というのは入れられないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 制度的にとりあえずもう決まった用紙がありますので、そちらのほうで自分で記入して納付するというのが基本になっております。どうしてもということであれば、問い合わせいただければ、その分のコンビニの納付書を発行して対応したいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） できれば一緒にコンビニ納入も入れておいてもらえれば、手間が省けるのではないかと、そのように思うわけですが、その辺は町のほうにお任せいたします。

最後に、玉村町に宿泊施設をなのですが、これ石川議員のほうからも質問がございましたが、私議員になって十何年たつわけですけれども、この宿泊施設等に関しては今まで全然そういう問題視されなかったと、そのように記憶があるわけですが、たまたま石川さんと私が今回2人したと。今後これ

が議題にのっていくのかなと、そのように思っているわけですが、町長の答弁の中に、単なる通過点から目的地になるような施設をという言葉がございましたが、私もいろんな視察を受け入れたときに、皆さん、きょうはどこへお泊まりですかと聞くと、伊香保温泉だとか高崎市のビジネスだとか、いろいろ聞くわけですが、玉村町においても駅はない、あれもない、何もない、だからできないのだよ。それだけでは前に進まないのではないかと、そのように思っているわけですが。

開発業者からすると、中から見るのではなくて、外から、外の業者から見た感じだと、郊外に例えばビジネスホテルだとか、その需要というのはかなりあると聞くのです。それに関して、もう少し営業努力していただいて、皆さんの声を聞いていただきたいと。その辺に関し、町長、どう思いますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 一般的なホテルの考え方は、先ほど答弁しましたように、いろんなホテルの建築に関しましていろんな市場調査等で、果たしてそこで採算性が合うかというようなことで民間の業者が検討していただくということでもありますけれども、町としてこういうようなホテルの必要性というようなものは、また違った意味であろうかと思っております。

議員が指摘されますように、玉村町はこのような外からのお客様に対してホテルが十分準備されていないということは事実でありますので、今後高崎市の利便性、あるいは高崎市でのいろんな施設等が拡充されていくということもありますし、前橋市にもまたさような人口の増加というのが言われておりますので、そういうような面から玉村町のホテルというのも、また1つ違った意味で必要性が出てくるのではないかとこのように思っております。玉村町だけでこのホテルを建設するに値するようないろんな観光や立地条件というのはなかなか大変かというような気も思いますが、ホテルを通していろいろな集会やホテル文化といいますか、そういうような町の1つの文化の中心というようなことも考えますと、議員がおっしゃるように、今後検討する価値があるというふうに感じております。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） この事業と言ってはまだ全然早いのですが、要は民間の業者からどうにか開発をしていただきたいと。要は、町からお金を出すのではなくて、民間の力によってそういった施設をつくっていただきたいと、そういう営業は今後は進めていくべきだと私は考えております。

それで、まずは民間が今度は玉村町にそういう施設を出したいとなったときに、環境において玉村町においては、354バイパス沿線に関してはほとんどが農振地域だと。そういう形で354沿線は何もできないと。そういう形だと思うのですが、一番のネックとなることにおいてはどういうことが考えられるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） ネットといいますか、私のほうで都市計画のほうを担当しておりますので、建物を建てる上での規制といいますか、そちらの関係についてまずお話をさせていただきます。

まず、市街化区域につきましては、宿泊施設、ホテル、旅館という用途面になるわけですが、これは第2種住居、準住居、近商、準工ということで、玉村町の中にはそちらのほうの用途がありますので、そちらの区域については建設が可能というような解釈でございます。ただ、第1種住居につきましては、3,000平米以下であればできるのですけれども、市街化区域内においてはできる場所があるというご理解でまずいただきたいと思っております。

続きまして、市街化調整区域、これ一般的には市街化を抑制する場所でございますので、なかなか難しいというふうな認識でおりますが、その中でちょっと法律用語で恐縮なのですけれども、都市計画法の34条の中で、市街化調整区域内に存する観光資源、その他の資源に有効な利用上必要な建築物の目的で行う開発行為というのはできるというふうに記述はされております。ただし、観光資源の有効な施設ということで、その中で宿泊施設というのがあるわけですが、単なる宿泊施設のみの建築というのはいけません。いわゆる建築主体というか、建築自体だけをやるというのができなくて、観光資源と一体的なものという話で一応許可要件が出ておることということで、ちょっとくどくど申し上げたところでございますが、現実的には玉村町において調整区域内で宿泊施設というのは、そういう意味ではかなりハードルが高いのかなというふうに私は認識しております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 354バイパスの沿線というのはほとんどが市街化調整区域ですね。となると、あの辺の開発というのは今後ともきついと、そういうことなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 私のほうが今宿泊施設という意味でお答えをさせていただいたつもりでございまして、沿道施設の場合については前から質問とかいろいろあったかと思うのですが、一番代表的なものについてはガソリンスタンドとかコンビニとか、そのようなものについては開発のほうの許可要件があるということございまして、あくまでも厳しいという認識で申し上げたのは宿泊施設という意味でご理解いただければ大変ありがたいかと思っております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 今後こういう問題に関してクローズアップされてくるのではないかなと、そのように思っております。玉村町に1つ、そういう目玉があれば、人も集まるのではないかと、そのように思っておりますので、行政からそういう営業をかけてもいいのではないかと、そのように思うわけでございます。

きょうは、元気なのですけれども、ちょっと疲れ気味なので、この辺で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。次は、11時15分に再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、9番町田宗宏議員の発言を許します。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 皆さん、こんにちは。議席番号9番の町田でございます。傍聴人の皆様には、師走の大変お忙しい、しかも本日は大変気温が低くて寒いわけですが、その中をこのように大勢の皆さんが傍聴にお出かけくださりまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。私が本定例会の最後の質問者です。しばらくの間ご静聴願いたいと思います。

今回の私の質問は2つございます。1つは、小中学校に関する問題、もう一つは文化センター周辺の住宅団地に関する問題でございます。今回は、特別に端的に質問をしますので、明快に答えていただきたいと思います。また、議員の皆様には、さすが立派だなと、町民から選ばれた方だけのことはあるなと、そういう態度で聞いていただきたいと思います。前回、聞くところによりますと居眠りをしていた人がいたのではないかと、そういう話があったそうですが、そういうことがないようにしてもらいたいと思います。

それでは、本題に入ります。最初に、小中学校に関する諸問題についてお伺いをいたします。1つは、学期制に関する検討、2学期制を継続するのか、3学期制に戻るのかに関する検討についてでございます。いつまでに結論を出すか、明快にお答えを願いたい。

2つ目は、不登校の生徒が何名ぐらいいるか、その原因と対策についてお伺いをします。

3つ目、いじめはないか。

4つ目、危険な通学路はないか。もしあるとすれば、いつ、あるいはいつまでに改善をするか。以上、4点でございます。

次に、文化センター周辺の住宅団地に関する問題についてお伺いをいたします。

1つは、行政区の区割りはどうするのか。

2つ目は、小中学校の教室が不足することはないのか。不足するとすればどうするか。

3つ目、中央児童館は現在でも待機児童がいるわけですが、これはどうするのかと。文化センター周辺の住宅団地に住民が移住してくれば、当然中央児童館を利用する児童がふえると考えられるのですが、それについてどのような対策を講ずるかということなのです。

4つ目、本住宅団地の造成の目的に鑑み、目的は1つ、一番大きいのは移住の促進だと思うのです。町外から玉村町に移住してもらおうと。もう一つは定住の促進。現在玉村町に住んでいる人たちが、町外に行かないように定住を促進すると、こういうことでございますけれども、この町外から移住してくる住民に対して特別の優遇措置を講じたらどうかと。例えば10年以上玉村町に住みますと、そういう方に対しては3年間ぐらい町民税は免除すると、そんなことを講じたらどうかということでございます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 町田宗宏議員のご質問にお答えいたします。

1、小中学校に関する諸問題については、教育長より答弁いたします。

2、文化センター周辺の住宅団地に関する諸問題についてお答え申し上げます。1、行政区の区割りはどうするのかの質問にお答えします。文化センター周辺土地区画整理事業ですが、新規住宅地の大部分が大字福島となっており、一部下新田の区域が存在しています。現在の行政区のままですと、小学校は同一の小学校に通うこととなりますが、中学校は大字により分かれてしまいます。地元説明会等で再三学校区は同一の学校区としてほしいと要望も受けており、一部の下新田区域を福島区域に編入することで学校区の問題を解決し、あわせて行政区の区割りについて現所在地元と調整を図っているところでございます。行政区の区割りの問題は、地元の意見を尊重しなければ今後混乱が起きかねないため、十分協議を行いながら、よい方向性を見出していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、小中学校の教室の状況についてお答えいたします。本町の児童生徒の数は減少傾向にあり、一時期のピークと比べ学級数も減ってきております。文化センター周辺の住宅団地造成事業による児童生徒の増加については、小学校においては当分の間対応可能であり、中学校については十分対応可能であると考えております。

3、中央児童館は現在でも待機児童がいる。その対策はというご質問でございますが、ご質問いただいたのは中央児童館放課後児童クラブの待機児童についてだと思います。中央児童館放課後児童クラブは、平成28年度当初におきまして4年生12名、5年生1名、計13名の待機児童がございました。これらの児童の対応について、中央小学校の教室等の使用について、小学校、学校教育課と協議

いたしましたが、施設管理の面から実現に至りませんでした。退館者が出た場合、随時待機児童の保護者に入館の打診をいたしましたが、キャンセルした者が7名、入館した者が6名おりました。入館者のうち1名は既に退館しております。結果的に現在のクラブ員は97名となり、待機児童はおりません。

今年度実施した待機児童対策といたしましては、放課後児童クラブ待機児童に限り、帰宅せずに直接児童館を訪れるランドセル来館での利用を17時30分まで認めることといたしました。また、夏休み中の対策といたしましては、桐生信用金庫玉村支店の会議室を開放し、中央小学校に通う子供たちの安全な居場所を提供する「夏休み！きりたま子どもステーション」を桐生信用金庫と町の共同事業として開設いたしました。

平成29年度の中央児童館放課後児童クラブへの申込者は、定員99名に対し、現在110名となっております。今後申込書の内容を審査し、保護者の勤務状況や家庭の状況などに応じて入館を決定する予定でございます。審査を行った結果、待機児童となった子供の放課後の見守りについては、今年度と同様な方法によって行う予定としておりますが、今後中央小学校区につきましては住宅が急増いたしますので、クラブの新設、増築等の施設面の対策や地域住民の参画を得て、放課後等に学習や体験、交流活動を行う「放課後子ども教室」についても、関係各課と連携して検討してまいりたいと考えております。

次に、文化センター周辺の住宅団地へ町外から移住してくる住民に対して優遇措置をとのご質問にお答えいたします。文化センター周辺住宅団地の造成は、議員ご指摘のとおり、移住・定住促進という目的を持って実施されておる事業でございます。移住・定住された方々に何らかの優遇措置をとのことですが、特別の優遇措置を講ずるということは、公平性の面からも慎重にならざるを得ません。各自治体が少子高齢対策や地方創生施策に取り組んでいる状況下であります。町としましては、文化センター周辺住宅地に限らず、全面的に玉村町の魅力アップを図っていききたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 小中学校に関する諸問題についてお答え申し上げます。

まず、1番の学期制に関する検討の予定でございますが、小中学校の学期制につきましては玉村町学期制検討委員会設置要綱に基づきまして、夏休み明けに学期制検討委員会を組織し、先月第1回目を開催したところであります。この委員会の業務は2点あります。まず1つは、現行の学期制に関すること、もう一つが子供たちの学校生活をより充実したものとするための学期制のあり方に関することとあります。検討期間といたしましては、平成29年度末を目途におよそ1年間をかけじっくりと検討し、その検討結果を答申していただくことになっているところであります。そして、その答申に基づきまして、最終的には教育委員会において今後の玉村町の学期制についての方向性を協議し、決

定していくこととなります。

次に、不登校の生徒についてお答えいたします。まず、不登校の定義でございますが、不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない、そういう状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的なものを除いたものと定義されているところであります。

現在玉村町の不登校児童生徒数は、小学生が4名、中学生が28名になります。この中で今年度一日も学校に登校することができていない、いわゆる全欠の生徒は3名になります。不登校の要因につきましては、友人関係や学業不振、家庭環境の変化等による情緒の不安定などが挙げられますが、実際はこれらの要素が複合し、それぞれの要素が絡み合っていると同時に、またその要素も多様化しているのが現状であります。

不登校対策につきましては、玉村町適応指導教室、通称ふれあい教室があります。ふれあい教室では、学校に登校したくてもできない不登校の子供たちに対して、集団生活への適応を促し、最終的に学校生活へ復帰できるよう、一人一人に寄り添った支援を行っているところであります。今年度今10名の子供がふれあい教室に通っております。また、学校においては、早期発見、早期対応の大原則のもと、学校が組織的・継続的に対応しているところでありますが、何よりも学校が子供にとって居場所がある、居心地のよい場所になるようにしていくことが大切であります。そのために、本町では「明るく、厳しく、寄り添って」のスローガンのもと、学校が子供にとって、まず1つは一人一人の居場所があり、何でも相談できる学校。これが明るくです。それから、厳しくは、切磋琢磨し、高め合える学校。そして、寄り添って、お互いに認め合い、支え合える学校となるように、教師が子供一人一人の変化を見逃すことのないよう、子供と一緒に活動したり、直接面談したりする、そういうことを通しながら教師と子供がしっかりと向き合える時間を十分確保できるようにしているところであります。

また、子供の学級での適応状況を客観的に把握するために、楽しい学校生活を送るためのアンケート、Q-Uテストを年2回実施し、不登校に至る可能性の強い児童生徒を見出し、支援したり、いじめ被害を受けている可能性のある児童生徒を発見し、適切に対応したりしているところであります。さらに、各学校にはスクールカウンセラーを配置し、子供や保護者の不安や悩みに対する相談等も行っていただいているところであります。

次に、3つ目のいじめについてお答え申し上げます。まず、いじめの定義でございますが、いじめとは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことによりまして、精神的な苦痛を感じているもの」であり、「いじめ」に当たるか否かの判断は行為の対象となった者の立場に立って行うものとするというふうに決められているところであります。玉村町におけるいじめの件数については、平成26年度23件、平成27年度12件、今年度につきましては10月末現在で21件になります。具体的ないじめ内容は、「からかいや悪口を言われた」、「たたかれた、

蹴られた」、「無視された」というような事案でございました。いずれの事案とも早期発見、早期対応の原則に基づき、家庭とも協力して指導を進めた結果、長引くことなく短期間のうちに全て解決しているところであります。

次に、4つ目の通学路についてでございますが、玉村町では平成26年3月に玉村町通学路交通安全プログラムを策定しまして、継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果、把握も行い、対策の改善・充実を図っているところであります。具体的には、このプログラムによりまして、小学校はPTA等と協力して通学路の点検を行い、危険箇所を教育委員会に報告します。報告された危険箇所につきましては、毎年夏休みに学校、それから生活環境安全課、都市建設課、学校教育課に加え、道路を管理する伊勢崎土木事務所や伊勢崎警察等が集まりまして、合同点検を実施しているところであります。この合同点検で明らかになった対策必要箇所につきましては、箇所ごとにグリーンベルトや横断歩道設置のようなハード面の対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト面の対策など、具体的な対策を検討し、随時改善を図っているところであります。そして、通学路の危険箇所の改善状況につきましては、「通学路危険箇所対策一覧」にまとめ、町のホームページで公表しているところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それでは、これからは本席から質問を継続いたします。

最初に、学期制の問題ですが、ことしの3月の定例会でこの問題について私は一般質問をしました。それで、それがもとだったかどうかわかりませんが、学期制について検討をすると、こういうぐあいに町のほうで決められまして、いよいよ始まったと。

最初に伺いますが、29年度末にこの検討委員会で検討を終えて、答申をしてもらおうと。それを今度は教育委員会で検討して決めると。最終的に決まるのはいつですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今お答えしたとおり、29年度末までには教育委員会でも協議を決定して、方向を決めたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） わかりました。そうすると、例えば3学期制がよいと、こう決まると、3学期制に戻すための準備が必要ですね。準備はどれぐらいかかるとお思いますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 準備につきましては、最低1年はかかるとお思います。

ただ、今回の場合には、今年度いっぱい新しい学習指導要領が告示される予定でございます。それに基づいて、3年後には新しい学習指導要領に基づいた教育が展開されると。特に大きく変わるのは、道徳科が設置されると。もう一つは、小学校で英語科が設置されると。そういうふうに大きく変化する。そういうときであります。ですから、それを踏まえながら、全てをトータルにして、子供の教育に支障がないように考えていかなければならないというふうに考えているところです。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうすると、結局は3学期制に移行する場合は、実行されるのは平成31年度からと、このように了解してよろしいですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） それにつきましては、今回の検討委員会の答申がどう出てくるかということもありますし、その1年を経過措置として準備段階として、今の段階では考えているところです。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今教育長は、29年度末には答申が上がって、教育委員会で決定をする予定だと言いましたね。3学期制に移る場合はそれから1年ぐらいかかると、こう言いました。そうするんです。順調にいても、3学期制に戻れるのは平成31年度からでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） そのとおりでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 町長は、角田町長は、選挙のときに何て言ったかと。なるべく早く3学期制に戻しますと。それは自分の意見を述べたわけだ。何点か角田町長はこうしたい、こうしたいと述べた。その中の1項目なのです。極めて重要。なるべく早く3学期制に戻しますと言ったのだ。それについて、教育長、どう考えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） そういう意味を踏まえながら、もう一つは10年経過したと。2学期制を実際に全校で始めまして10年経過して、ことしが11年目を迎えていると。その10年を区切りとして、やっぱりここで10年間でどうであったろうかというのをしっかり評価、反省していこうと。そして、子供のためになる学期制はどうあるべきかということを検討していただくということで、今

年度から始めているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 町民の選挙によって選ばれた町長が、なるべく早く3学期制に戻しますと言ったのだよ、自分としては、では、聞くけれども、教育長は町長との関係はどのような関係にあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） もちろん町長のいろいろなご意見等も十分いただきながら、教育行政を推進していくという立場でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 簡単に言えば、町長に任命されたのではないですか、違いますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） そのとおりでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） その町長の意図というものをよく考えなければいけないと思うのですよ、教育長の立場になると。

そして、この今までやってきた過程を見ると、検討委員会を設置するのに3月議会から2カ月以上かかっています。かかっているのですよ。次に、検討委員を任命して、検討委員会を設置するまでに、それから約3カ月かかっている。次に、第1回の検討会を開いたのが、それからまた3カ月。今までに8カ月以上かかっているのですよ。私に言わせれば、こんなでたらめな業務の進め方はないと。町長はなるべく早く3学期制に戻したいと言っているのだから、第1回の委員会を開くまでに半年以上かかるなんて、そんないいかげんな業務の進め方で、教育長、いいと思っておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 方向的に検証するということについては、もう方向は決まっておりました。設置要綱等づくり、さらに人選をして、そしていろいろな意見を聞きながら今日に至っているということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 町長は、もう一回言うけれども、なるべく早く3学期制に戻すと言ったのだよ。なるべく早く。その町長の意図に対して業務を遂行しているとは思えない。なるべく遅く結論を出そうと、私に言わせるとそう思うのです。町長にとってみればいらいらしていますよ。いいですか。それはよくないと思います。

したがって、これから毎週でもいいではないですか。検討委員会を開いて、それで年度内にもう結論を出すと。それで、平成29年度準備して、30年度から新しい学期制で、それが検討した結果、2学期制になるかもしれませんよ。どうしても3学期制が問題だとなれば、こんなでかい問題があると出てくれば。そのままいけばいいのですけれども、3学期制のほうがいいとなったら、平成30年度から3学期制に戻すと、そのようにすべきだと思います。それが、町長が考えている早くなのです。どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 議員さんのご意見はよくわかりますが、子供が実際に学校で学んでいる中で、子供が動揺しては困るし、今の状況の中で1週間に1回ずつやっていくことも大変厳しい状況でございます。

実際に今学校教育が抱えている課題、先ほどもお話し申し上げたとおりでございます。いろいろな観点から新しいこともございますし、それからいかに不登校、いじめ、あるいはいろいろな問題を学校と一緒に解決していくという、そういう中で考えていかなければいけないし、それともう一つは、やはり前から、今回の質問にもございましたように、多くの意見を聞く。例えば保護者のアンケートをとる。どんなアンケートにするか。アンケートを検討しなければならない、原案として。どんなアンケートにしていくか。ただ2学期制がいいか、3学期制がいいかというだけのアンケートでは、これは一番困るわけで、子供にとって何が本当にどういう学期制がいいのかということで意見を聞いていかないとできないということについては、やはり時間をかけていかなければならないというふうに私は考えているところであります。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それでは、町長がなるべく早く3学期制に戻したいというのについては、そんなことは町長が言っても知ったことではないと。じっくり検討してやるのだと。それが、早くて31年度になると。もう町長はそれから1年しかない。自分が町長になったら、なるべく早く3学期制に戻しますというのは、全くそれを無視しているということだと思っております。

そこで、2学期制にしろ、3学期制にしろ、生徒のためを思っているのです。それは同じことだ。しかも、群馬県下で3学期制から2学期制に移行した市町村で全部だよ、玉村町を除いて全市町村が3学期制に戻したのだと。これは、普通の町民が考えても、やっぱり玉村町は変わっているなど。何

で玉村町がそんなに違うのだと。そういう疑問を町民はみんな持っていると思いますよ。それについてどう答えますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） やはり学校そのものが、今それぞれの学校の状況、不登校だとかいじめの状況だとかお話しさせていただきました。そういう中で、生徒指導の問題、子供がいかに学校生活を十分にやっているかということが大事なのだろうというふうに思うのです。

ですから、子供の生徒指導上の問題が少ないということは、それだけ子供と学校、あるいは子供と先生方、うまく向かい合いながら学校生活を送っているというふうに考えているところです。そこがやはり基本に置いておかないと、これがいろいろな関係でちょっと子供のほうに目が向かなかつた、そういう忙しさ、今多忙感が非常に問題になっておりますけれども、そういう中で学校が荒れる。そんな状況をつくってしまったら、やはり子供一人一人の教育についての責任がとれないだろうと。そういうことも踏まえながら、子供がやはり伸び伸びと明るく、そして充実した学校生活を送るためにはどうしたらいいかと、これは何回もお話ししていますけれども、そのための学期制のあり方ということだと、私は思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今教育長が述べられたことは、玉村町以外の群馬県内の市町村もみんな考えたことです。そう思いますよ。玉村町だけが生徒の指導を一生懸命考えると、そんなことではないでしょう。同じことですよ、どこの市町村だって。それにもかかわらず、みんな3学期制に戻した。では、玉村町だけが他の市町村と違う。これは違うのだというところを述べてください。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 例えば、前に話をしているかもしれませんが、今ちょうど中学校3年生、今の時期がやっぱり1つ大事な時期です。進路指導の一番の時期であります。これが担任の先生と子供、あるいは保護者が時間をとって、子供の将来、あるいはこれからの進路をどうするかということ十分に話し合う時間がとれるというのが一番大きなところ、今のこの今の段階で一番大きなところはそういうところがあります。

ところが、3学期制でやっている、今の時期、期末テストです。期末テストと中学3年生の進路指導の時期と、期末テストをすれば処理をしなければいけない。採点処理をして、成績を出して、通知表の準備をしなければいけない。ところが、もう既にそれは11月の段階で中学校の場合には終わっています。今はじっくりと親と子供と一緒に最後の進路指導、詰めの段階をできるというところが違うところだというふうに思いますし、同じ中学校ですが、夏休み前の時期について言えば、やっぱ

りこれは中学生、部活の集大成です、3年生。その集大成の時期に顧問の先生が通知表だ、期末テストだと、通知表をつくらなくてはということで指導がちょっと不足しがちになると。ところが、夏休み明けの期末を迎えていれば、その時期は子供のために最後の部活、みんなで頑張ろうということで力を合わせて取り組めるというような利点もあるわけです。ですから、そういうことも踏まえながら、やはり全体的に検証していただくということに今なっているところです。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 私の高等学校の後輩ですから、余り突っ込んでやりたくないのですが、今教育長が答えたことは、玉村町以外の市町村でかつて3学期制から2学期制にやって、2学期制に移した。その時点は、全部今の玉村町の2学期制と同じ状態なのだよ。同じだったのです。それにもかかわらず、3学期制に戻したと。いいですか。私はそのことを言っているのだ。今の時期、進路指導は2学期制だと進路指導がうまくできたと、時間をとって。それは、どこの市町村だって2学期制のときはそうだった。その状態でも3学期制に戻したのだよ、みんな群馬県下は。なぜ戻したと思いますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） それぞれのいろいろな面からのアンケートをとったりしながらも、新しい2学期制を生かしながら、新しい3学期制を施行しようという、そういう市町村もあったというふうに聞いておりますし、その辺が非常に判断の難しいところだというふうに思いますし、やっぱり子供にとって何が一番いいかという視点だけを忘れてはいけないというのが、我が玉村町の考え方でありまして、ほかの市町村が子供のことを抜きにしているということではございません。ですが、そういう中でよさを生かしているというふうに感じているところであります。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） やっぱり町長に任命をされた教育長であれば、町長の意図も考えなければいけないと思います。よく考えて、なるべく早く結論を出すということです。私はそう思います。よろしく頼みますよ。

それから、アンケートのことについても何か随分難しいことを聞くような感じではいるのですが、もっと単純でいいと思うのですよ。それで、早くやればいいでしょう。例えばこの年度内、これからアンケートの内容を考えて、全町民だっていいですよ。それを出せばいいではないですか。マル・バツ方式でいいのですよ。書いてくれと言っても、なかなか書きませんから。簡単な質問にして、それでよしあしがよくわかるように、多数決でできるように。私はそうあるべきだと思うのです。余り難しく考えてアンケートをとっても、どう答えていいかわからない。そういう人がとても多いと思う

のです。それで、早くやると。今年度中にアンケートをとると、関係者に。保護者中心でいいと思うのですけれども、出して回収すると、そのぐらいのことはできませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 検討委員会のほうでこれから具体的な作業に入りますので、それをお願いするという形になろうと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） これぐらい言えば、教育長も少しは考えてくれるのではないかと思うのです。有能な、すごく明晰な頭脳を持っている教育長ですから、よろしく頼みます。

それから、もうこれだけで大体終わってもいいのですけれども、幾つか聞きましょう。不登校の生徒が小学校から中学生になると途端にふえると。4名から28名になったと。これはどういう理由ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） これは、1つはやっぱり中学校に適應できないという部分もございますし、発達段階に応じて思春期を迎えて、いろいろな面で自分に納得できない部分が出てくるとか、あるいは一番多いのは今家庭の状況が非常に子供に悪い影響を与えている部分も見られるようになってきています。家庭環境によって、子供が学校へ行きたくないというような、あるいはもっと極端に言えば、家に帰りたくないという子供も今出ていると、こんな状況です。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） いじめはないようではけれども、最近横浜市ですとか青森市、加古川市などでいじめによって自殺しました。いじめにはいろいろありますけれども、なかなかわからないのですよ、いじめられているのかどうか。中には、保護者はうちの子はいじめられていると警察に言って、警察が学校に言っても、学校ではそれはいじめではないと、そういうところもあるのです。したがって、何か小さいことでも兆候があったら、すぐに関係者が集まって討議すると、ディスカッションすると、そういうことが必要ではないかと思うのです。

そこで、お尋ねしますが、2013年9月に施行されたいじめ防止対策推進法なるものがございしますが、これについて玉村町はどのように普及、徹底していますか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） その法律に基づきまして、県のほうから指針が出ております。それをもう

校長会等で配布しまして、徹底するようにお願いをしているところであります。あと、もう一つは、玉村町のいじめ対策マニュアルをつくりまして、各学校に配布し、それを徹底を図っているというところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 1つお伺いしますが、答えたくなければ答えなくていいですよ、それが秘密だというのなら秘密でいいですけども、かつて玉村町で中学生が自殺を図ったという話を聞いたのですけれども、その原因は何だったのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） その件につきましては、これはいじめではございません。それ以上のことを言うと、本人の……

〔「いいですよ」の声あり〕

◇教育長（新井道憲君） いいですか。いじめではないということは明らかです。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） いじめでないということは、どうしてわかりましたか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） それは、そういう事案が起きれば、必ず学校と教育委員会と、そしてもう一つ、警察も入りまして、いろんな情報交換等しておりますので、その中からももちろんわかったことでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） わかりました。

最近こういう事例があったのです。私のところに夜6時半ごろ、町民の方から電話がありました。町内のある公園で子供たちがたばこを吸いながら騒いでいると、どうもけんかしているのではないかと、私に電話があったのです。私はすぐ110番しました。それで、警察が来ました。警察が到着した後、私は現場に行きました。到着したという電話があったので。そうしたら、誰もいなかったと。しかしながら、たばこを吸った跡はあるということなのです。ああ、そうかと。それについて、警察から何か連絡ありましたか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） お答えいたします。

その件については、特に教育委員会のほうには警察のほうから連絡は来ておりません。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 先ほどのいじめ防止対策推進法ができて、私はそういう小さな事案でもすぐに通報し合えると、そういう状態をつくっていくことが大切ではないかと思うのです。本来なら、私のところに電話が来るのではなくて、ほかの人に、子供たちだったら学校の人に言うなりと思うのですけれども、私のところに来たのですが、これから保護者、警察、学校、教育委員会、そういう関係者の間で、小さいことでもいいから、はっきりした事実がわからなくてもいいから、いじめみたいの、けんかみたいのをやったとか、あるいは子供がたばこを吸っているとか、そういうのは通報し合えるような状態をつくってもらいたいと思うのですが、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今ご指摘の件ですが、極力そういう状況は今現在もできているというふうには思っております。大きな組織としましては、学校警察連絡協議会というのが佐波伊勢崎地区のものがございます。そこで情報交換等もできておりますし、個別の案件につきましては、それらをもとにしながら警察に相談することも常々必要ならば学校が自主的に警察と相談している。その流れを教育委員会に報告いただいて、あるいは教育委員会に相談があるというような体制はできおります。したがって、いじめの件数も23件とか、ことしももう21件とありますけれども、小さいうちで済んでいるというのは、大きな問題にならないというのは、そういう連携がうまくできているということだというふうに思っているわけでありませう。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 大変立派な組織ができていて、うまく機能していると言うけれども、実際にこういうことがありますから。本当に機能するように努力してもらいたいのです。どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） そういう点も踏まえながら、さらに細かい点まで行き届くような体制を今後とも構築していければというふうに考えているところであります。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） これは、言おうか言うまいか、ずっとちゅうちょしていたことなのですが、ある議員が私をぶっ殺すと、こう言ったらしいのです。それは、もう警察に届けて、全部警察のほう

で処理をしてくれております。大人の社会でさえ、そういうことを言う。そういうことがあり得る玉村町ですから、子供は親の姿あるいは大人の姿を見てまねをするのですから、よほどこのいじめについては気をつけていただきたいと思います。

次に、危険な通学路あるかないかと。何か随分安心しているようですが、私に言わせれば、まだまだ改善すべき場所がいっぱいあると。3日前からいろいろ言われていますね、とまれなんていう標識が消えているとか、いっぱいあるのです。少なくとも通学路だけは、玉村町は日本一安全な通学路になっていますと、そういうのが言える、そういう町にしてもらいたいのです。それで、どこでも大体小学生が通学途上で車にひかされると、あそこは危険な場所だったとか、あそこはこうしておけばよかった、必ずそう言うのです。そういうことがないように、玉村町はそういうことは絶対に起こさせんと町長が宣言をして、それをやるべきだと思います。平成29年度、そのこと1つ徹底してやるだけでも、いや、玉村町の今度の町長はすごいなと、こう思われると思うのです。町長、いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 昨今のいろんな事件を考えますと、いろんな要因はあるにしても、これから未来のある子供さんたちが安全に登校、下校できないというような事例があるわけでございますので、議員がお話になりましたように、通学路の安全対策というのは非常に大切な問題だというふうに認識しております。

どういふことでこの通学路の安全を図ったらいいかというのは、いろいろなことがあると思いますので、その辺をいま一度しっかりと見直して、玉村町にとって安全で安心して通学できるような対策をもう一度検討したいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） ぜひこの件はよろしく願いいたします。

あと、まだ6分もあるのですが、文化センター周辺の問題について二、三申し上げますが、この行政区の区割りについては、この住宅団地の宅地が発売される以前にパンフレットをつくると思うのです。そのパンフレットの中に区割りが記載されなければならないと思うのです。したがって、もうすぐこれを決めないと、少なくとも年度内に決めないと、間に合わないことがあるかと思っておりますので、なるべく早く決めていただきたいと思っております。

もう一つ、この住宅団地に移住してくる人に特別の優遇措置をと。町長は何か公平性の見地から難しいようなことを言われておりますが、こういうことなのです。玉村町に住んでいる方が、この住宅団地に住むようになると、空き家がふえるということになってしまうのです。そうすると、せっかく人口をふやそうと思ってつくったこの団地が、逆の効果を生み出す可能性がある。したがって、なるべく町外、玉村町の外から移ってこられる人をふやすのが私はベターなのだと思うのです。した

がって、そういう観点から、ぜひ何らかの優遇措置をとっていただきたいと思うのですが、そういう優遇措置をとるといことは何か問題がありますか。課長、誰か。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほど町長の答弁の中に公平性というところで多少慎重にならざるを得ないという答弁があったと思うのですけれども、この移住定住に関しましては文化センター周辺の住宅地以外でも当然移住定住ということはある得ますので、文化センター周辺の団地に特化した優遇措置というのはなかなか難しいのではないかとということでの公平性という問題でございます。

いろんな移住定住促進の施策というのを各自治体が行っているわけですが、その中で1つ、ユニークなものとして、親と同居という、同居という言葉がありますけれども、近居というのがあるのです。同居はしないけれども、近くに住むと。そういったときに補助をします。その補助の内容は、例えば空き家を購入して、その購入費もしくはリフォームする場合はそのリフォームの工事費、そういったものを一部補助するという施策を行っている自治体もあります。それを町がすぐ行うとか、そういうことではないのですけれども、この場で言って、また新聞に載ったりするとちょっとあれなので、その辺については研究させてくださいというレベルのものになりますけれども。

玉村町の場合は、親がそのまま世帯で残っていて、お子さんたちが外へ出ていったというケースが非常に多いです。実際に町の世帯数は全く減っていませんし。ただ、人口は減っていくと。そういうケースは、まさにそれではないかなという感じもします。そうしますと、親が住んでいる町へ、少しでも近くへというのが非常に便利な観点もありますし、また周辺に仕事で出る場合も便利だということもあるので、非常に玉村町としてはアイデアというのはある程度研究する余地はあるのではないかとこのように考えています。

◇9番（町田宗宏君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 最後に、これだけはぜひ言ってくれと、いや、それは今度の質問ではなくて、もう前にやったと言ったら、これだけは頼みますよと足にしがみつくような状態で言われたことが1つございます。高齢者に対する交通手段、今たまりんとかやっていますが、あれを見直して、デマンド方式にするとか、あるいはタクシー券を発行するとか、何か高齢者の足をつくっていただきたいと。

以上です。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇

○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後0時14分散会